

## 工事費内訳書の提出について

入札に際し、入札金額の積算の根拠となる工事費内訳書を提出してください。  
なお、工事費内訳書を提出しない場合には入札を無効とします。

### 【工事費内訳書の作成・提出にあたっての注意事項】

- (1) 入札書に記載される入札金額の積算の根拠となった金額を記入（入力）してください。
- (2) 電子入札システムから入札書の添付ファイルとして工事費内訳書を提出してください。ただし、書面入札により参加する場合は、紙媒体の工事費内訳書を入札書提出時に入札書と併せて提出してください。（電子入札システムによる場合は、押印は不要です。）
- (3) 工事費内訳書が以下のいずれかに該当する者の入札については、無効とすることがあります。
  - ① 内訳書の重要な項目（案件名、住所、商号又は名称、内訳項目及び金額等）に不備があり、入札書と同一性が判別できない場合
  - ② 内訳書の工事価格が入札金額と端数処理の範囲（千円未満の端数切り）を超えて大幅に異なる場合
  - ③ 記載すべき内訳項目が過不足している場合（仕様書の項目と不一致、一括値引きによる金額調整等）
  - ④ 内訳書の各内訳金額に誤り等があり、内訳書の合計金額と一致しない場合
  - ⑤ 内訳書とは無関係な書類である場合
  - ⑥ 他の案件の内訳書である場合
  - ⑦ 白紙である場合
  - ⑧ 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
  - ⑨ 内訳書が複数あり特定できない場合
- (4) 提出された工事費内訳書は、返却しません。